

島根県土地利用基本計画書

平成22年3月

島 根 県

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 土地利用基本計画策定の趣旨 | 1 |
| 1. 土地利用の基本方向 | |
| (1) 県土利用の基本方向 | 2 |
| ア 土地需要の量的調整・県土の有効利用 | 2 |
| イ 県土利用の質的向上 | 2 |
| ウ 県土利用の総合的マネジメント | 3 |
| エ 多様な主体による県土管理 | 3 |
| (2) 地域類型別の県土利用の基本方向 | |
| ア 都市部 | 4 |
| イ 農山漁村部 | 4 |
| ウ 自然維持地域 | 5 |
| エ 離島地域 | 5 |
| (3) 土地利用の原則 | 6 |
| ア 都市地域 | 6 |
| イ 農業地域 | 7 |
| ウ 森林地域 | 7 |
| エ 自然公園地域 | 8 |
| オ 自然保全地域 | 8 |
| 2. 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 | 9 |
| (1) 都市地域と、農業地域とが重複する地域 | 9 |
| (2) 都市地域と、森林地域とが重複する地域 | 9 |
| (3) 都市地域と、自然公園地域とが重複する地域 | 9 |
| (4) 都市地域と、自然保全地域とが重複する地域 | 10 |
| (5) 農業地域と、森林地域とが重複する地域 | 10 |
| (6) 農業地域と、自然公園地域とが重複する地域 | 10 |
| (7) 農業地域と、自然保全地域とが重複する地域 | 10 |
| (8) 森林地域と、自然公園地域とが重複する地域 | 10 |
| (9) 森林地域と、自然保全地域とが重複する地域 | 10 |
| 【五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針一覧表】 | 11 |

(参考) 土地利用計画図地域区分面積

| | |
|--------------------|-----|
| (1) 五地域区分の面積 | 1 2 |
| (2) 五地域の重複状況別面積 | 1 3 |
| (3) 参考表示の地域・地区等の面積 | 1 4 |

土地利用基本計画策定の趣旨

この土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、島根県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び島根県計画）を基本として策定した。

この基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部門の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

1. 土地利用の基本方向

(1) 県土利用の基本方向

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを考慮し、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と、地域の特性を生かしながらバランスのとれた県土づくりを進め、活力ある島根を築いていくことを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

ア 土地需要の量的調整・県土の有効利用

土地需要の量的調整に関しては、人口減少下であっても当面増加する都市的土地利用について、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進により、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。他方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性*の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に配慮して、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。また、森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、今後は全体として市街地形成の傾向が更に弱まると見通されるが、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、生態系を始めとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等を考慮して、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

* 生物多様性：すべての生物の間に違いがあることをいい、生態系、種、遺伝子の3つのレベルでの多様性がある。平成20年6月に生物多様性基本法が施行され、国、地方公共団体は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を策定し、実施する責務を有することとされた。

イ 県土利用の質的向上

県土利用の質的向上に関しては、県土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、①安全で安心できる県土利用、②循環と共生を重視した県土利用、③美（うるわ）しくゆとりある県土利用、④利便性を備えた県土利用、といった観点を基本とすることが重要である。その際、これら相互の関連性にも留意する必要がある。

①安全で安心できる県土利用の観点では、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本としつつ、災害発生時の被害の最小化を図る減災の考え方や気候変動の影響への適応も踏まえ、諸機能の適正な配置、防災拠点の整備、オープンスペース*の確保、ライフラインの多重化・多元化*などを図ることにより、県土の安全性を総合的に高めていく必要がある。②循環と共生を重視した県土利用の観点では、人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水環境と県土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の

低減、都市的利用に当たっての自然環境への配慮などを図ることにより、自然のシステムにかなった県土利用を進める必要がある。③美しくゆとりある県土利用の観点では、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村部及び離島地域における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、スカイライン*の保全、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを進める必要がある。④利便性を備えた県土利用の観点では、情報通信基盤や幹線道路網の整備等の充実を図ることにより、豊かな暮らしを支える県土の利便性の向上を推進する必要がある。また、超高速情報通信環境の整備や県外や県の東西をつなぐ高速道路の整備等、通信・交通ネットワークの充実を図り、力強い産業活動を支える県土の利便性の向上を促進する必要がある。

- * オープンスペース：公園、道路、河川、立ち入り可能な空き地等
- * ライフライン：住民生活の維持に必要な不可欠な電気、上下水道、ガス、交通、通信など。
- * ライフラインの多重化・多元化：「ライフラインの多重化」は、ライフラインの途絶えによる機能不全をカバーするため、バイパスの整備など、同一手段での代替を確保すること。「ライフラインの多元化」は、車の代わりに鉄道を使うなど、異なる手段により代替性を確保すること。
- * スカイライン：山や建物などが空を区切って作る輪郭

ウ 県土利用の総合的マネジメント

県土利用の総合的なマネジメントに関しては、土地利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、地域において、総合的な観点で県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図るとともに、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点や、県土利用の質的向上などの視点も踏まえ、地域の実情に即して県土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいくことが期待される。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ地域間の適切な調整を図ることも重要である。

また、このような地域の主体的な取組を促進していくことが重要である。

特に、高齢化・過疎化が著しく、耕作放棄地や荒廃した森林の増加、集落の消滅も懸念される地域の危機的な現状を認識し、農産物・林産物の供給に加え、県土保全機能など農業生産活動等が行われることを通じて集落が果たしてきた多面的機能を担う中山間地域の維持・発展を図る取り組みが重要である。

また、土地需要の量的な調整や県土利用の質的向上をより一層推進することに加え、これらを含め県土利用の総合的マネジメントを能動的に進めることによって、より良い状態で県土を次世代に引き継ぐ「持続可能な県土管理」を行う必要がある。

エ 多様な主体による県土管理

これらの課題への対処に当たっては、都市部における土地利用の高度化、農山漁村部及び離島地域における農用地及び森林の有効活用、それら地域を通じた低未利用地の利用促進を図る

とともに、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組合せにより調和ある土地利用を進めるなど、地域の自然的・社会的特性を踏まえた上で、県土の有効かつ適切な利用に配慮する必要がある。

また、海洋利用と県土利用とが相互に及ぼす影響についても考慮していくことが重要である。

さらに、国や県、市町村による公的な役割の発揮、所有者等による適切な管理に加え、都市住民等の多様な主体による森林づくりや農地の保全管理等、直接的な県土管理への参加や、地元農産品の購入や募金等間接的に県土管理につながる取組などにより、県民一人一人が県土管理の一翼を担う動きを促進していく必要がある。

なお、今後の県土利用に当たっては、地方分権の進捗状況を十分に踏まえる必要がある。

(2) 地域類型別の県土利用の基本方向

ア 都市部

中心市街地等における都市機能の集積や利便性等の確保を推進しつつ、既成市街地においては、再開発等による土地利用の高度化、低未利用地の有効利用を促進する。市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図る。また、都市間の広域的な交通体系によって、拠点性を有する複数の都市部や周辺の農山漁村部の相互の機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。なお、新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先する。

また、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した県土利用への誘導、バックアップシステムや防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。あわせて、多様な都市機能のバランスよい配置や資源・エネルギー利用の効率化等により、環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による自然環境の再生・創出等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。

特に、産業の集積が見込まれる都市部については、将来の人口、産業等の動向や、当該都市の拠点性の高まり、周辺地域を始めとする各地域との交流・連携の進展の状況等を見通し、自然条件に配慮しつつ、計画的かつ適切な土地利用を促進する。

イ 農山漁村部

豊かな自然環境や美しい景観を有する等、県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な県民のニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応、U I ターン受入態勢の整備等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築く。このような対応の中で、

優良農地及び森林を確保し、その整備と高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等により県土資源の適切な管理を図る。

また、景観や生態系の維持、形成を図るとともに、都市部との機能分担や交流・連携の促進を通じ効率的な土地利用を図る。

特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域にあつては、生産性の向上に重点を置いて、農業生産基盤の整備と農用地の集積を図り、農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域にあつては、社会基盤の整備を図るなどの条件の不利を補正するとともに、高齢化・過疎化が著しく、耕作放棄地や荒廃した森林の増加、集落の存続も懸念される中山間地域の維持・発展に資する取り組みなど地域資源の総合的な活用等による地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。

また、農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

ウ 自然維持地域

数少ない原生的な自然を有する地域、絶滅の恐れのある種が生息する地域や水鳥などの飛来地など野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、県土のエコロジカル・ネットワーク*形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適正に保全する。その際、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、都市部や農山漁村部との適切な関係の構築を図る。あわせて、自然環境データの整備等を総合的に図る。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習やエコツーリズム*等の自然とのふれあいの場としての利用を図る。なお、地域開発計画の策定・実施に当たっては、希少野生動植物の生息・生育環境の保全に配慮し、事業活動による希少野生動植物への負荷軽減を図る。

- | |
|--|
| <p>* エコロジカル・ネットワーク：分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結することによって、劣化した生態系の回復を図り、生物多様性の保全を図ろうとする構想、実践。</p> <p>* エコツーリズム：観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れあい、これに関する知識及び理解を深めるための活動。</p> |
|--|

エ 離島地域

地理的な条件から経済活動や生活環境に一定の制約を受けているため、経済・生活関連施設の整備を促進し、離島の特性に応じた効率的かつ効果的な経済活動基盤及び良好な生活環境の

形成を図る。このような条件整備によって自然・伝統文化などの特性（資源）を最大限に活かした離島観光や都市住民との交流促進、UIターン希望者の受入態勢の整備等を図る。

また、農林水産業の振興のため、優良農用地の確保、健全な森林の整備・保全と、漁港及び沿岸漁場の整備や栽培漁業の推進等の生活基盤の改善を図るとともに観光と農林水産業の連携を図る。このため、今後の土地利用にあたっては、離島の持つ自然的、社会的特性と島民のニーズに配慮しながら総合的な土地利用を図る。

(3) 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行われなければならない。なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

また、地域区分を個々にとらえるだけでなく、安全で安心な県土利用、循環と共生を重視した県土利用、美（うるわ）しくゆとりある県土利用、利便性を備えた県土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要がある。

ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成、機能的な都市基盤の整備、災害に対する安全性及び環境への負荷等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保、整備することを基本とする。

(ア) 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を土地利用の高度化や低未利用地の有効利用に配慮しつつ計画的に推進するとともに、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。

(イ) 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。

(ウ) 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保

全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。

イ 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食糧供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境の提供、県土の保全、保水機能等農業生産活動を通じて公益的な役割の発揮も期待されていること等から、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、農業の規模拡大が比較的容易な地域にあつては、生産性の向上に重点を置いて、農業生産基盤の整備と安定的な担い手への農用地の集積を図り、生産条件の不利な地域にあつては耕作放棄地等の発生防止や地域資源の総合的活用を図る。

(ア) 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。

(イ) 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重するものとする。ただし、農業生産性の高い農地、集団的に存在している農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、できるだけ転用を避けるよう努めるものとする。

農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

ウ 森林地域

森林地域は、森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が、木材生産等の経済的機能を持つとともに、国土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることから、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が、最高度に発揮されるようその整備を図るものとする。

(ア) 保安林（森林法第25条第1項及び第25条の2第1項による保安林をいう。以下同じ。）については、国土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに他用途への転用は原則行わないものとする。

(イ) 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存

度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養*と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。

* 森林の保続培養：現在ある森林資源を賦存量、質的状況、配置等に配慮しながら合理的かつ計画的に維持・増大していくことをいう。

エ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園がすぐれた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることから、すぐれた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

(ア) 特別保護地区（自然公園法第 21 条第 1 項による特別保護地区をいう。以下同じ。）

については、その設定の趣旨に即して、景観の厳正な維持を図るものとする。

(イ) 特別地域（自然公園法第 20 条第 1 項又は第 73 条第 1 項による特別地域をいう。以下

同じ。）については、その風致の維持を図るべきものであることを考慮し、都市的利用、農業的利用等を行うための開発は極力避けるものとする。

(ウ) その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、広く県民が、その恩恵を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする

(ア) 原生自然環境保全地域（自然環境保全法第 14 条による原生自然環境保全地域をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨から、自然の推移にゆだねるものとする。

(イ) 特別地区（自然環境保全法第 25 条第 1 項又は第 46 条第 1 項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨から、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

(ウ) その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

2. 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、1の(2)に掲げる地域別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域と、農業地域とが重複する地域

- ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と、農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとする。
- イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と、農用地区域以外の農業地域とが重複する場合
土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(2) 都市地域と、森林地域とが重複する地域

- ア 都市地域と、保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。
- イ 市街化区域及び用途地域と、保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
積極的に緑地の保全を取り入れながら、都市的な利用を図っていくものとする。
- ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と、保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。

(3) 都市地域と、自然公園地域とが重複する地域

- ア 市街化区域及び用途地域と、自然公園地域とが重複する場合
自然公園としての機能をできる限り維持できるよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとする。
- イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と、特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と、特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(4) 都市地域と、自然保全地域とが重複する地域

- ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と、特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先する。
- イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と、特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(5) 農業地域と、森林地域とが重複する地域

- ア 農業地域と、保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。
- イ 農用地区域と、保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認めるものとする。
- ウ 農用地区域以外の農業地域と、保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(6) 農業地域と、自然公園地域とが重複する地域

- ア 農業地域と、特別地域が重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- イ 農業地域と、特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(7) 農業地域と、自然保全地域とが重複する地域

- ア 農業地域と、特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先するものとする。
- イ 農業地域と、特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(8) 森林地域と、自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(9) 森林地域と、自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

【五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針一覧表】

| 五地域区分 | 五地域区分 | 都市地域 | | | 農業地域 | | 森林地域 | | 自然公園地域 | | 自然保全地域 | |
|--------|-------------|-------------|---------|-----|-------|-----|------|-----|--------|------|--------|------|
| | | 市街化区域及び用途地域 | 市街化調整区域 | その他 | 農用地区域 | その他 | 保安林 | その他 | 特別地域 | 普通地域 | 特別地区 | 普通地区 |
| 都市地域 | 市街化区域及び用途地域 | ■ | | | | | | | | | | |
| | 市街化調整区域 | | ■ | | | | | | | | | |
| | その他 | | | ■ | | | | | | | | |
| 農業地域 | 農用地区域 | × | ← | ← | ■ | | | | | | | |
| | その他 | × | ① | ① | | ■ | | | | | | |
| 森林地域 | 保安林 | × | ← | ← | ← | ← | ■ | | | | | |
| | その他 | ② | ③ | ③ | ④ | ⑤ | | ■ | | | | |
| 自然公園地域 | 特別地域 | × | ← | ← | ← | ← | ○ | ○ | ■ | | | |
| | 普通地域 | ⑥ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ■ | | |
| 自然保全地域 | 特別地区 | × | ← | ← | ← | ← | ○ | ○ | × | × | ■ | |
| | 普通地区 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | | ■ |

- × 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの
- ← 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する
- 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。
- ① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。
- ② 積極的に緑地の保全を取り入れながら、都市的な利用を図っていくものとする。
- ③ 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。
- ④ 原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上との利用との調整を図りながら森林としての利用を認めるものとする。
- ⑤ 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。
- ⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持できるよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとする。

[参考] 土地利用基本計画図地域区分別面積

(1) 五地域区分の面積

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

| 区 分 | | 面 積 (ha) | 割 合 (%) |
|-------------|-------------|-----------|---------|
| 五 地 域 | 都 市 地 域 | 130,317 | 19.4 |
| | 農 業 地 域 | 496,184 | 74.0 |
| | 森 林 地 域 | 520,754 | 77.6 |
| | 自 然 公 園 地 域 | 39,624 | 5.9 |
| | 自 然 保 全 地 域 | 179 | 0.0 |
| 計 | | 1,187,058 | 177.0 |
| 白 地 地 域 | | 763 | 0.1 |
| 合 計 | | 1,187,821 | 177.1 |
| 県 土 面 積 | | 670,786 | 100.0 |

- 注 1. 県土面積は平成 20 年 10 月 1 日現在の国土交通省国土地理院公表の面積である。
 2. 五地域は重複があるため合計面積は県土面積を上回る。

(2) 五地域の重複状況別面積

(平成22年3月31日現在)

| 区 分 | | 面積 (ha) | 割合 (%) |
|---------------------------------|-----------------------|---------|--------|
| 重 複 の な い 地 域 | (都) | 11,088 | 1.7 |
| | (農) | 72,788 | 10.9 |
| | (森) | 126,007 | 18.8 |
| | (公) | 8,391 | 1.3 |
| | (保) | 4 | 0.0 |
| | 計 | 218,278 | 32.5 |
| 重 複 地 域 | (都) と (農) | 48,328 | 7.2 |
| | (都) と (森) | 3,528 | 0.5 |
| | (都) と (公) | 103 | 0.0 |
| | (都) と (保) | 0 | 0.0 |
| | (農) と (森) | 299,349 | 44.6 |
| | (農) と (公) | 671 | 0.1 |
| | (農) と (保) | 0 | 0.0 |
| | (森) と (公) | 14,968 | 2.2 |
| | (森) と (保) | 107 | 0.0 |
| | (都) と (農) と (森) | 61,705 | 9.2 |
| | (都) と (農) と (公) | 469 | 0.1 |
| | (都) と (農) と (保) | 0 | 0.0 |
| | (都) と (森) と (公) | 2,216 | 0.3 |
| | (都) と (森) と (保) | 0 | 0.0 |
| | (農) と (森) と (公) | 9,974 | 1.5 |
| | (農) と (森) と (保) | 20 | 0.0 |
| | (都) と (農) と (森) と (公) | 2,832 | 0.4 |
| | (都) と (農) と (森) と (保) | 48 | 0.0 |
| | 計 | 444,318 | 66.2 |
| | 白 地 地 域 | | 763 |
| 県 土 面 積 | | 670,786 | 100.0 |

注 1. (都)は都市地域、(農)は農業地域、(森)は森林地域、
(公)は自然公園地域、(保)は自然保全地域

2. 県土面積は平成20年10月1日現在の国土交通省国土地理院公表の面積である。

(3) 参考表示の地域・地区等の面積

| 地域・地区等 | 面積(ha) | 備考 |
|-------------------|---------|--------------|
| 市街化区域 | 3,906 | 平成21年3月31日現在 |
| 市街化調整区域 | 21,300 | |
| その他都市計画区域における用途地域 | 6,668 | |
| 農用地区域 | 41,403 | |
| 国有林 | 33,871 | |
| 地域森林計画対象民有林 | 494,177 | |
| 保安林 | 182,223 | |
| 特別地域 | 31,286 | |
| 特別保護地区 | 807 | |
| 原生自然環境保全地域 | - | |
| 特別地区 | 109 | |

注：面積は、個別規制法部局資料による。